都道府県労働局労働基準部労災補償課長 殿

۲.

厚生労働省労働基準局 補償課長補佐(業務担当)

船員保険の休業手当金の申請勧奨に伴う協力依頼について

船員に係る保険給付における全国健康保険協会との連携については、平成 22 年 6 月 22 日付け補償課長補佐 (業務担当) 事務連絡により指示しているところであるが、今般、全国健康保険協会船員保険部長より、別添1のとおり、船員保険に係る保険給付の申請勧奨に伴う協力依頼があったことから、その趣旨を踏まえ、下記事項について適切に対応いただくようお願いする。

記

1 全国健康保険協会において船員保険に係る保険給付の申請書を受け付けた 場合、当該申請者に係る労災保険に係る保険給付の決定を行った労働基準監 督署に対して、請求書並びに休業期間に係る出勤締及び賃金台帳の写しの提 供依頼が行われるため、当該労働基準監督署が保有する範囲において依頼に 応じること。

なお、出勤簿又は賃金台帳の写しにおいて、請求人以外の第三者に係る情報が含まれる場合には、当該部分をマスキングして提供すること。

2 労働基準監督署の窓口において、船員又はその家族から労災保険に係る保 険給付の請求書を受け付けた場合、別添2のリーフレットを配布すること



船給発第 160325-01 号 平成28年 3月25日

厚生労働省労働基準局補償課長 様

全国健康保险協会船員保険部



船員保険の休業手当金の申請勧奨に伴う協力依頼について

船員保険事業の運営につきましては、平素より格別のご配慮を賜り厚く御礼申し 上げます。

さて、当協会では、平成24年9月以降、厚生労働省労働基準局労災保険業務課より船員に関する労災給付データの提供を受け、船員保険法第29条第2項に規定する保険給付の支給対象者に対し申請勧奨を実施しておりますが、休業手当金(同項第1号)については支給対象者の約6割より未だ申請がございません。

つきましては、被保険者の利益保護及び被保険者救済の親点から再勧奨を実施するにあたり、別紙の状況を踏まえまして、下配事項についてご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 船員保険法第29条第2項に規定する保険給付の申請書を当協会において受理した者に係る当協会からの労働基準監督署への文書依頼に基づき、労働者災害補償保険法の規定による保険給付の請求書並びに休業期間に係る出勤簿及び賃金台帳の写しを当協会に提供すること
- 2 労働基準監督署において、船員又はそのご家族からの労働者災害補償保険法の 規定による保険給付の請求書を窓口で受付したときに、当協会への船員保険法第 29条第2項に規定する保険給付の申請手続を案内する別添り一フレットを配 付すること

船員保険の休業手当金の申請勧奨については、支給対象者に対し添付書類を求める方法で実施しております。

船員保険の休業手当金の申請に係る添付書類は、労働者災害補債保険法の規定による休業補償給付又は休業給付の請求書及びその添付書類の写しをもって、船舶所有者及び医師又は歯科医師の証明書に代えることができる旨が規定されています(船員保険法施行規則第113条第3項)。しかしながら、労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付又は休業給付の請求書及びその添付書類の写しを紛失または船舶所有者がすでに廃業している等のため添付書類が整わないことが未申請の大きな要因と思われます。

よって、今後も支給対象者に対し添付書類を求める方法での申請勧奨では、未申 請者の解消には至らず、労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付又は休業 給付の請求書及びその添付書類の写しの情報提供をいただくことで、未申請者の減 少が図れるものと期待されます。

また、船員保険法第29条第2項に規定する保険給付は、改正前の船員保険法に 基づく給付水準を維持するという観点から、労災保険法の給付と併せて、従前額と 労災給付との差を給付する仕組みです。上乗せ給付という位置づけからも、労働基 準監督署において、船員又はそのご家族からの労働者貨事補賃保険法の規定による 保険給付の請求書を受付したときに、当協会への船員保険法第29条第2項に規定 する保険給付の申請手続きを促していただくことで、未申請者の発生防止が図られ るものと期待されます。

全国健康保険協会船員保険部からのお知らせ

労災保険の給付を受けておられる船員またはご家族の方は、 船員保険から「上乗せ給付」を受けられる場合が あります。

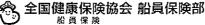
申請がお済みでない方は、お早めにお手続きいただきますようお願いします。

◆船員保険では、労災保険の給付を受けておられる船員またはご家族の方 に対し、次の「上乗せ給付」を行っております。

労災保険から受けて おられる給付の種類		船員保険から受けられる 上乗せ給付	給付される場合
休業補償給付、休業給付	*	休業手当金	職務上の事由や適勤による病気やけがで仕事 を休み、給与が受けられないとき(注1)
		休業特別支給金	労災保険から受けている休業(補償)給付の 「給付基礎日額」が一定の水準を下回るときなど
障害捕虜年金、障害年金、 障害補債一時金、 障害一時金、 健害一時金、 傷病補債年金、傷病年金	•	障害年金 障害手当金	職務上の事由や通動による傷病で障害が残った とき(注2)
		障害特別支給金	労災保険から受けている障害(補償)年金などの 「給付基礎日額」が一定の水準を下回るとき
		経過的特別支給金	災害発生前1年間において特別給与(賞与等)が 支給されていないとき(注3)
遺族補償年金、遺族年金、 遺族補償—時金、 遺族一時金	•	遺族年金 遺族一時金	職務上の事由や通勤により死亡し、遺族がいる とき(注2)
		遺族特別支給金	労災保険から受けている遺族(補償)年金などの 「給付基礎日額」が一定の水準を下回るとき
		経過的特別支給金	災害発生前1年間において特別給与(賞与等)が 支給されていないとき(注3)

- (注1) 休業3日目までは船員保険からの給付のみとなります。(労災保険からの給付はありません)
- (注2) 船員保険の障害年金または遺族年金については、労災保険の「最高限度額」が船員保険の「標準報酬日額」以上である場合は支給されません。
- (注3) 平成22年1月1日から平成29年3月31日までの間に支給事由が発生した労災保険の給付を受ける場合に支給されます。また、労災保険から受けている障害(補償)年金などの「給付基礎日額」が一定の水準を上回る機会は支給されません。

申請手続き、その他ご不明な点については、当協会船員保険部のホームページをご覧いただくか、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。



http://www.kyoukaikenpo.or.jp/

電 話: 0570-300-800、03-6862-3060(IP電話・PHSの方) 受付時間: 8時30分から17時15分まで(土日・祝日・年末年始を除く)